

リバーシティ・ケーブルテレビインターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表(以下「料金表」といいます。)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第21条に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の認可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8.契約者	当社と契約を締結している者
9.契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
11.端末接続装置	端末設備の間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13.自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14.相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15.技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16.消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条(インターネット接続サービスの種類等)

契約には、料金表に規定する種類があります。

第5条(契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

第6条(ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)

インターネット接続サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、当社がこれを指定します。

2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。

第7条(最低利用期間)

インターネット接続サービスには、1年間の最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

第8条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

3 契約者は、第16条(契約者が行う契約の解除)および第17条(当社が行う契約解除)に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第9条(契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行なうインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、品目等
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第10条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順に従がって承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条(インターネット接続サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスにおける種類の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

第12条(契約者回線の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第10条(契約申込みの承諾)の規定に準じ

て取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第13条(インターネット接続サービスの利用の休止)

当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時休止(その契約者回線及びメールアドレス等の設定を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、内容を審査し、妥当と認めた場合はその請求を承諾します。

3 第1項の一時中断期間は、1年間で1回とし、連続して1年以内とします。1年間を経過しても再開の申し出がない場合は、1年が経過した日の翌月をもって加入契約解除の申し出があったものとします。

4 契約者は、利用の休止を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様です

第14条(その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があったときは、第9条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第15条(譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第15条の2(契約者の地位の承継)

相続または法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人または合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにインターネット接続サービス取扱所に届出いただけます。

2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届出いただけます。これを変更した時も同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。

4 第1項及び第2項の届出をし、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。

第16条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、解約しようとするときは、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

3 契約に関する工事着手後の解約に際しては、加入契約料の返戻はしないものとします。

4 契約者は、解約の場合第24条の規定による利用料を、当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。

5 契約者は、最低利用期間1年間に満たない場合、別途定める違約金を支払うこととします。

利用期間	違約金
2ヶ月未満	残契約月数×月額料金の80%
6ヶ月未満	残契約月数×月額料金の60%
12ヶ月未満	残契約月数×月額料金の40%

第17条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第22条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第22条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

- 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

第18条(付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第19条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第20条(回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第21条(利用中止)

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 第23条(利用の制限等)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限り、ます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。第39条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 当社又は第三者の著作権、特許権、意匠権、商標権その他の権利を侵害する態様において当社インターネットサービスを利用したとき
- 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において当社インターネットサービスを利用したとき
- 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において当社インターネットサービスを利用したとき
- 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において当社インターネットサービスを利用したとき
- 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

第23条(利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第7章 料金等

第1節 料金

第24条(料金の適用)

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に規定します。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第25条(利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスを開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)の属する月の翌月から起算して、契約の解除の属する月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月である場合は1月間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料及び使用料(以下「利用料等」といいます。以下同じとします)の支払を要します。

2 契約者の請求で付加機能の内容の追加を行ったときは、当社がこの変更を行った日の属する月から起算して解除の請求があった日の属する月までの期間中の利用料等の支払いを要します。

3 契約者の請求でインターネット接続サービスの種類の変更を行ったときは、当社がこの変更を行った日の属する月はインターネット接続サービスの種類の変更前の利用料とし、翌月から変更後のインターネット接続サービスの種類の利用料等を適用します。

4 インターネット接続サービスの利用期間において、利用の休止等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは次によりま

す。

- 利用の休止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、連続して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り、ます。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

但し、契約者は、当該請求をなしえることになった日から60日以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとする。

5 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第26条(加入料の支払義務)

契約者は、第9条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

第27条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承認したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第28条(工事にに関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承認したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の支払義務

第29条(割増金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第30条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支

払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第31条(社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第32条(約者の維持責任)

約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第33条(備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、当社が次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議によって定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係ある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係ある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係ある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第34条(約者の切分け責任)

約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、約者から請求があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社の別に定める方法により試験を行い、その結果を約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を約者にお知らせした後において、約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

第35条(任の制限)

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰す

べき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 前三項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスの利用により発生した約者と第三者との間に生じた約者又は第三者の損害、およびインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した約者と第三者との間に生じた約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第36条(免責)

当社は、約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第37条(承諾の限界)

当社は、約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第38条(利用に係る約者の義務)

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は約者が負うものとします。

2 約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

4 約者は、故意に約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

6 約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備(当社より貸与しているモデム等を含む)を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

7 約者は当サービスを利用するに当り、当社サーバ上に登録する情報の複製情報を、約者の責任において保管するものとする。当社が行うデータのバックアップは約者の情報の完全な安全を保証しないことを認めるものとする。

8 約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。

9 約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。

10 約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。

- (1) 犯罪行為、又はそれに結びつく恐れのある行為等、公序良俗に反する行為
- (2) 当社を含む第三者の権利、財産、著作権、又はプライバシーを侵害する行為、若しくはそれに結びつく恐れのある行為
- (3) 当社を含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、又はそれに結びつく恐れのある行為
- (4) インターネット接続サービスの信用を毀損する恐れのある行為

第39条(ID及びパスワードの管理責任)

約者は、自己のID(当社が付与するログイン名、メールアドレス名。以下同じとします。)およびこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

2 約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

3 約者は、第一項に規定する責任を怠り、第三者が約者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

第40条(有料オプションに関わる相互接続事業者のインターネット接続サービス)

有料オプション約者は、サービス提供に応じて当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第41条(通信の秘密)

当社は、事業法第4条に基づき、約者の通信の秘密を守ります。

2 当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第42条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第42条の2(約者に係る情報の取扱)

当社は、サービスを提供するために必要な約者にかかわる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、契約の申込をしようとする者および、約者が当社に連絡する被紹介者についても、約者に準じて取り扱います。

2 前項により、収集し知り得た約者に係わる氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める約者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) サービスの提供の開始、継続、または終了(コールセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。)するために利用する場合

- (2) 当社が提供するサービス(電話サービス、インターネット接続サービス、有線テレビジョン放送サービスおよび、それぞれの付加機能、追加サービス等を含みます。)の契約促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 契約者から個人情報の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合
- 3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等(刑事訴訟法第218条)がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法197条第2項等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - (6) この約款で特段規定している場合

第43条(本約款の効力)

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第44条(営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第45条(閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第46条(合意管轄)

契約者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

付則(実施期日)

- (1) 当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、平成17年9月1日から施行します。